

# 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の任用に関する規則

平成18年 4月21日 規則第9号

改正 平成26年 3月31日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用及び昇任)

第2条 職員の採用及び昇任は、競争試験又は選考による。

第3条 次に掲げる職の採用又は昇任はそれぞれ選考によるものとする。

- (1) 事務局長及び事務局次長（これに準ずるものを含む。）
- (2) 主幹及び係長（これに準ずるものを含む。）
- (3) 試験を行っても十分な競争者が得られないと管理者が認める職又は職務と責任の特殊性により、その職務の遂行能力について適当な候補者を競争試験によっては得られないと認める職
- (4) 人事委員会を置く他の地方公共団体若しくは国の試験又は選考に合格した者であって当該試験又は選考に係る職と同等以下の職と認めるもの
- (5) かつて職員であった者をもって再び任用しようとする職でその者がかつて任用されていた職と同等以下と認めるもの
- (6) 前各号に規定するもののほか、管理者が試験によることが不適當であると認める職

(選考の方法)

第4条 選考は職務遂行の能力を有するかどうかを選考の基準として判定するものとし、必要に応じ、筆記考査、実地考査その他の方法を用いるものとする。

(競争試験)

第5条 第3条各号に掲げる職以外の職の任用は原則として競争試験によるものとする。

(受験資格)

第6条 受験資格は試験の対象となる職に応じ、その職務の遂行上必要な経歴、学歴、

免許等を有するものとし、当該試験を実施する都度定めるものとする。

(臨時的任用)

第7条 管理者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては臨時的任用を行うことができる。ただし、この場合、管理者はその任用を6月を超えない期間で更新することができるが再度更新することはできない。

2 臨時的任用は正式任用に際していかなる優先権をも与えない。

(条件付採用)

第8条 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用はすべて条件付きのものとし、その職員がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式任用することができる。

2 前項の条件付き採用の期間の開始後6か月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまで、その条件付き採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付き採用の開始後1年を超えた場合はこの限りでない。

(補則)

第9条 この規則で定めるもののほか、実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。